

土壌の汚染状態に関する基準（土壌汚染対策法）

※土壌汚染対策法施行規則別表第4、別表第5より

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002以下	
	四塩化炭素	0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	
	ジクロロメタン	0.02以下	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	
	トリクロロエチレン	0.03以下	
	ベンゼン	0.01以下	
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下
シアン化合物		検出されないこと	遊離シアンとして50以下
水銀及びその化合物		水銀が0.0005以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	15以下
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下	4000以下
ほう素及びその化合物	1以下	4000以下	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003以下	
	チオベンカルブ	0.02以下	
	チウラム	0.006以下	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと	

※測定方法は、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第18号)」、「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号)」に定める方法による。

※「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。